



山形県公報

平成16年12月28日(火)
第1606号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

生活保護法による指定医療機関の廃止の届出.....(健康福祉企画課)...1363  
 生活保護法による指定医療機関の指定.....(同)...1364  
 生活保護法による指定医療機関の休止の届出.....(同)...同  
 生活保護法による指定施術機関の指定.....(同)...同  
 生活保護法による指定介護機関の指定.....(同)...同  
 平成2年3月県告示第300号(山形県港湾施設の概要)の一部改正.....(交通基盤課)...1365  
 県道の供用の開始.....(村山総合支庁建設総務課)...1366  
 道路の位置の指定.....(村山総合支庁北村山総務建築課)...同

### 地方労働委員会関係

#### 訓 令

山形県地方労働委員会公印規程等の一部を改正する訓令.....同

### 企業局関係

#### 規 程

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程.....1368  
 山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程.....同

### 公 告

大規模小売店舗の新設の届出.....(商業振興課)...1369  
 特定非営利活動法人の設立の認証の申請.....(最上総合支庁企画振興課)...1370

## 告 示

### 山形県告示第1217号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第50条の2の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成16年12月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

| 指定医療機関の名称    | 指定医療機関の所在地     | 廃止年月日      |
|--------------|----------------|------------|
| 高橋歯科クリニック    | 山形市東原町二丁目5番12号 | 平成16. 4.11 |
| 医療法人国井産婦人科医院 | 同 宮町二丁目7番21号   | 同 9.19     |

|        |              |   |      |
|--------|--------------|---|------|
| 木村薬局   | 酒田市中町三丁目4番8号 | 同 | 9.22 |
| 矢口歯科分院 | 山形市蔵王半郷566番地 | 同 | 9.30 |

## 山形県告示第1218号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。

平成16年12月28日

山形県知事 高橋 和雄

| 指定医療機関の名称       | 指定医療機関の所在地       | 指定年月日      |
|-----------------|------------------|------------|
| 矢口歯科分院          | 山形市蔵王半郷566番地     | 平成16.11.22 |
| さいとう泌尿器科皮膚科     | 同 あかねヶ丘二丁目10番58号 | 同 12. 1    |
| 三浦クリニック         | 鶴岡市美咲町27番3号      | 同          |
| 調剤薬局ツルハドラッグ酒田南店 | 酒田市こがね町二丁目27番3号  | 同          |
| うわまち薬局          | 山形市上町三丁目11番6号    | 同          |

## 山形県告示第1219号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条（第55条において準用する同法第50条）の2の規定により、指定医療機関から次のとおり休止する旨の届出があった。

平成16年12月28日

山形県知事 高橋 和雄

| 指定医療機関の名称               | 指定医療機関の所在地    | 休止年月日      |
|-------------------------|---------------|------------|
| 医療法人社団松柏会訪問看護ステーションコスモス | 山形市上町四丁目6番12号 | 平成16.12. 1 |

## 山形県告示第1220号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第49条の規定により、指定施術機関を次のとおり指定した。

平成16年12月28日

山形県知事 高橋 和雄

| 指定施術機関の名称 | 指定施術機関の所在地    | 指定年月日      |
|-----------|---------------|------------|
| もりや接骨院    | 山形市青柳1688番地の3 | 平成16.11.22 |

## 山形県告示第1221号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第1項の規定により、指定介護機関を次のとおり指定した。

平成16年12月28日

山形県知事 高橋 和雄

| 指定介護機関の名称                     | 施設又は実施する事業の種類                          | 指定介護機関の所在地     | 指定年月日     |
|-------------------------------|----------------------------------------|----------------|-----------|
| 山形県高齢者福祉生活協同組合米沢地域福祉事業所「まごころ」 | 居 宅 介 護 支 援                            | 米沢市直江町9番3号     | 平成16.12.1 |
| 医療法人 本 間 病 院                  | 居宅療養管理指導<br>訪問<br>リハビリテーション<br>訪 問 看 護 | 酒田市中町三丁目5番23号  | 同 12.3    |
| 介護ホームみのりの里                    | 通 所 介 護                                | 山形市大野目二丁目6番27号 | 同 12.9    |

山形県告示第1222号

平成2年3月県告示第300号（山形県港湾施設の概要）の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、土木部交通基盤課空港港湾室及び庄内総合支庁建設部港湾事務所において縦覧に供する。

平成16年12月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 酒田港(1)酒田プレジャーボートスポット以外の港湾施設の項の表臨港交通施設Dの項中

「 7.0～9.0×524 」 を 「 7.0～9.0×614 」 に改め、同表荷さばき施設Fの項中

|        |                   |      |        |          |
|--------|-------------------|------|--------|----------|
| 「<br>」 | 高砂第2号荷さばき地<br>(A) | - 16 | 29,994 | を        |
|        | 高砂第2号荷さばき地<br>(A) | - 16 | 29,994 |          |
| 「<br>」 | 宮海第2号荷さばき地        | - 17 | 8,230  | に改め、同表保管 |
|        | 宮海第2号荷さばき地        | - 17 | 8,230  |          |

施設Hの項中 「  
」

|          |      |       |   |
|----------|------|-------|---|
| 宮海第3号野積場 | - 18 | 5,400 | を |
|----------|------|-------|---|

|        |          |      |       |          |
|--------|----------|------|-------|----------|
| 「<br>」 | 宮海第3号野積場 | - 18 | 5,400 | に改め、同表船舶 |
|        | 宮海第2号野積場 | - 19 | 9,606 |          |

役務用施設Iの項中

|        |            |      |   |   |
|--------|------------|------|---|---|
| 「<br>」 | 高砂第2号岸壁給水栓 | - 18 | 3 | を |
|        | 高砂第2号岸壁給水栓 | - 18 | 3 |   |

|        |            |      |   |       |
|--------|------------|------|---|-------|
| 「<br>」 | 高砂第2号岸壁給水栓 | - 18 | 3 | に改める。 |
|        | 宮海第2号岸壁給水栓 | - 19 | 2 |       |

山形県告示第1223号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成16年12月28日から平成17年1月10日まで縦覧に供する。

平成16年12月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 路線名 天童河北線
- 2 供用開始の区間 天童市大字山口字大明神4276番10から  
同 大字道満字大明神1204番1まで
- 3 供用開始の期日 平成16年12月28日

山形県告示第1224号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山総務建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成16年12月28日

山形県知事 高橋和雄

- 1 指定の番号 私有(村)第254号
- 2 指定の場所 東根市大字板垣新田字板垣12-4、2-11
- 3 道路の現況 幅員6.0メートル 延長79.73メートル
- 4 指定年月日 平成16年12月16日

地方労働委員会関係

訓 令

山形県地方労働委員会訓令第3号

山形県地方労働委員会事務局

山形県地方労働委員会公印規程等の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年12月28日

山形県地方労働委員会  
会長 濱田宗一

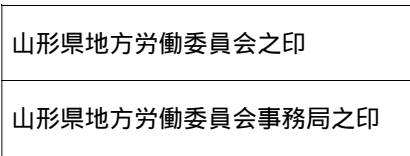
山形県地方労働委員会公印規程等の一部を改正する訓令  
(山形県地方労働委員会公印規程の一部改正)

第1条 山形県地方労働委員会公印規程（昭和51年10月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

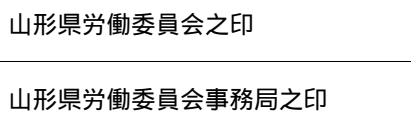
題名を次のように改める。

山形県労働委員会公印規程

別表第1(1)庁印の項の表中



を



に改め、同別表(2)職印の項の表中

|                   |      |
|-------------------|------|
| 山形県地方労働委員会会長之印    | 方 23 |
| 山形県地方労働委員会調停委員長之印 | 方 20 |
| 山形県地方労働委員会仲裁委員長之印 | 方 20 |
| 山形県地方労働委員会事務局長之印  | 方 20 |
| 山形県地方労働委員会事務局課長之印 | 方 20 |

を

|                 |      |
|-----------------|------|
| 山形県労働委員会会長之印    | 方 24 |
| 山形県労働委員会調停委員長之印 | 方 21 |
| 山形県労働委員会仲裁委員長之印 | 方 21 |
| 山形県労働委員会事務局長之印  | 方 21 |
| 山形県労働委員会事務局課長之印 | 方 21 |

に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2

(1) 庁印

|                     |                       |
|---------------------|-----------------------|
| 山形県<br>労働委員会<br>之 印 | 山形県<br>労働委員会<br>事務局之印 |
|---------------------|-----------------------|

(2) 職印

|                      |                             |                             |                            |                             |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|
| 山形県<br>労働委員会<br>会長之印 | 山形県<br>労働委員<br>会調停委<br>員長之印 | 山形県<br>労働委員<br>会仲裁委<br>員長之印 | 山形県<br>労働委<br>員会事務<br>局長之印 | 山形県<br>労働委員<br>会事務局<br>課長之印 |
|----------------------|-----------------------------|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|

別記様式第1号中「山形県地方労働委員会会長殿」を「山形県労働委員会会長殿」に改める。

別記様式第3号中「山形県地方労働委員会会長殿」を「山形県労働委員会会長殿」に、「山形県地方労働委員会公印規程」を「山形県労働委員会公印規程」に改める。

（山形県地方労働委員会事務局文書管理規程の一部改正）

第2条 山形県地方労働委員会事務局文書管理規程（平成10年3月県地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令達先を次のように改める。

山形県労働委員会事務局

題名を次のように改める。

山形県労働委員会事務局文書管理規程

第1条中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。

第17条第1号中「山形県地方労働委員会」を「山形県労働委員会」に改め、同条第2号中「山形県地方労働委員会公印規程」を「山形県労働委員会公印規程」に改め、同条第3号中「山地労」を「山形労委」に改める。

第19条第1項中「山形県地方労働委員会公印規程」を「山形県労働委員会公印規程」に改める。

別記様式第1号中「地方労働委員会事務局」を「労働委員会事務局」に改める。  
別記様式第2号中「山地労」を「山形労委」に、「山形県地方労働委員会起案用紙」を「山形県労働委員会起案用紙」に改める。

別記様式第9号中「地方労働委員会」を「労働委員会」に改める。

附 則

この訓令は、平成17年1月1日から施行する。

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第16号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月28日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

別表第1費用の項の表中

|   |  |  |                                    |       |
|---|--|--|------------------------------------|-------|
| 「 |  |  | 建物修繕費<br>構築物修繕費<br>機械装置修繕費<br>雑修繕費 | を     |
| 」 |  |  |                                    |       |
| 「 |  |  | 修繕費                                | に、    |
| 」 |  |  |                                    |       |
| 「 |  |  | 消耗品費<br>機械装置修繕費                    | を     |
| 」 |  |  |                                    |       |
| 「 |  |  | 消耗品費<br>修繕費                        | に、    |
| 」 |  |  |                                    |       |
| 「 |  |  | 委託料                                | を     |
| 」 |  |  |                                    |       |
| 「 |  |  | 委託費                                | に、    |
| 」 |  |  |                                    |       |
| 「 |  |  | 建物修繕費<br>雑修繕費                      | を     |
| 」 |  |  |                                    |       |
| 「 |  |  | 修繕費                                | に改める。 |
| 」 |  |  |                                    |       |

附 則

この規程は、公布の日から施行し、改正後の別表第1の規定は平成17年度の予算から適用する。

山形県企業管理規程第17号

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成16年12月28日

山形県企業管理者 細 野 武 司

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局物品等又は特定役務の調達手続の特例に関する規程（平成7年12月山形県企業管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項各号を次のように改める。

- (1) 西暦における奇数年の1月1日から3月31日までの間に資格者名簿に登載された者  
当該登載された日からその年の3月31日まで
- (2) 西暦における奇数年の4月1日から12月31日までの間に資格者名簿に登載された者  
当該登載された日からその翌々年の3月31日まで
- (3) 西暦における偶数年に資格者名簿に登載された者 当該登載された日からその翌年の3月31日まで

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設に関する届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業振興課及び最上総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに新庄市役所において平成17年4月28日まで縦覧に供する。

平成16年12月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーデコードー新庄店  
新庄市金沢字南沢1814番1外
- 2 大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社デコードー 宮城県仙台市宮城野区榴岡一丁目7番10号  
代表取締役 井上 元延
- 3 大規模小売店舗の新設をする日  
平成17年8月18日
- 4 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
1,967平方メートル
- 5 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 86台
  - (2) 駐輪場の収容台数 60台
  - (3) 荷さばき施設の面積 149.58平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 81.47立方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
イ 開店時刻 午前9時  
ロ 閉店時刻 午後10時
  - (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前8時30分から午後10時30分まで
  - (3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所
  - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前7時から午後6時まで
- 7 届出年月日  
平成16年12月17日
- 8 その他  
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成17年4月28日までに知事に提出することができる。
  - (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並

びに主たる事務所の所在地)

- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成16年12月28日

山形県知事 高 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成16年12月15日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的

(1) 名 称

特定非営利活動法人 芸術文化振興市民ネット新庄

(2) 代表者の氏名

佐藤 榮一

(3) 主たる事務所の所在地

山形県新庄市末広町10番29号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、地域において社会教育及び芸術文化活動に関する事業を実施するとともに、それらの活動に参加する団体及び個人に対し、その活動が円滑かつ効果的に推進するよう支援することによって、地域の社会教育及び芸術文化の振興並びに地域の活性化に寄与することを目的とする。